

平成 28 年 1 月 22 日
障害福祉担当部障害者地域生活課
子ども・若者部保育課

障害児等保育検討委員会の検討報告及び障害児等保育の事業展開について

1 主旨

本年 6 月に設置された障害児等保育検討委員会での保育園における障害児等保育のあり方や、障害や疾病等により医療的ケア等を必要とする子どもへの保育のあり方についての検討結果（「別紙 1」のとおり）を受け、障害児等保育の今後の方向性と事業展開を定める。

2 背景

子ども・子育て支援新制度で、障害や疾病等により集団保育が著しく困難である子どもを対象に「居宅訪問型保育」が新設され、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することが求められている。

また、「世田谷区子ども計画（第 2 期）」において、障害のある子どもが過ごす場での合理的配慮の提供、基礎的環境の整備に向けた取組みを進め、障害のある子どもの保護者の就労を支える仕組みについて検討するとした。「せたがやノーマライゼーションプラン」、「第 4 期世田谷区障害福祉計画」においても、障害のある子どもの保育の充実に加え、障害児通所支援の拡充等により療育や日中活動の場の確保を図るとした。

3 現状

認可保育園では、障害のある子ども一人ひとりの状況に応じた支援が行えるよう、嘱託医師や総合福祉センター等と連携し、保護者の協力の下、集団保育の中で保育を実施しているが、医療的ケア等が必要な子どもは、医療的ケア等を適切に行うための場所や専任看護師の配置等の体制整備が必要となるため、預かりが出来ていない。

また、現在の保育待機児童が多い現状から、認可保育園では定員を最大限受け入れており、園内スペースや保育士・看護師等の人員に余裕がなく、園舎の老朽化等により、医療的ケア等を実施する上で必要な基礎的環境の整備が進んでいない。

さらに、区内には、国立成育医療研究センターや特別支援学校等があり、医療的ケアが必要な子どもや重度の障害のある子どもが多く居住していることから、「重症心身障害児施設（主に重症心身障害児を対象にした、児童福祉法に基づく児童発達支援）」が不足している。

4 今後の方向性

これまで認可保育園での預かりが出来ていない医療的ケアが必要な子どもについて、集団保育が可能な場合は、指定保育園（各地域 1 園）での預かりを実施するとともに、集団保育が困難な場合においても、子ども・子育て支援新制度における「居宅訪問型保育」と児童福祉法における「重症心身障害児施設（主に重症心身障害児を対象にした児童発達支援）」との連携により預かりを実施し、障害のある子どもの保護者の就労を支えるための体制を整備する。

5 事業対象

保育を必要とする医療的ケアが必要な子どもや重度の障害がある子ども

60 名程度（想定）

6 具体的な事業展開

(1) 「重症心身障害児施設(保育型)(児童発達支援)」の開設支援の実施

「居宅訪問型保育」の連携先となる「重症心身障害児施設(主に重症心身障害児を対象にした児童発達支援)」を確保するため、新規開設経費補助の新設により、平成28年度から平成32年度にかけて、「重症心身障害児施設(保育型)及び児童発達支援事業の併設」を2施設(重症心身障害児定員10名、重症心身障害児以外の医ケア定員20名分)整備する。

平成28年度については、子ども・子育て総合センター2階が既存保育園の移転に伴い、平成28年3月31日で利用を終了するため、その後利用として、「重症心身障害児施設(保育型)(児童発達支援事業)」を運営する事業者を公募し、施設を開設する(平成28年10月以降開設予定)。

(2) 「居宅訪問型保育」の実施

障害や疾病等により集団保育が著しく困難である子どもを安全に長時間保育するために、「重症心身障害児施設(主に重症心身障害児を対象にした児童発達支援)」等と連携しながら「居宅訪問型保育」を実施する。

「居宅訪問型保育」を提供する事業者や保育者には、障害や医療的ケアに関する専門的な知識や支援力が求められるため、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正を行う(平成28年第1回区議会定例会へ提案予定)。

(3) 「内定前相談」と「障害児等保育実施会議」の実施

入園時における障害のある子どもの状況の把握を十分に行うための専門職による「内定前相談」を実施するとともに、保育園での集団保育や「居宅訪問型保育」の適否、受入に向けた合理的配慮について区への意見や助言を行うための「障害児等保育実施会議」を実施する。

(4) 認可保育園での医療的ケアの実施

平成29年度以降の保育需要量見込みを鑑みて、平成30年度から保育待機児童の緊急対応の受入拡大枠を見直し、順次、医療的ケアを提供する保育園(各地域1園)を指定し、集団保育が可能な子どもについて、各指定園1名の預かりを行う。指定園には、医療的ケア等を適切に行うため看護師を複数配置するとともに、必要な基礎的環境を整備し、可能な範囲での医療的ケアを実施する。

7 今後の予定

平成28年	2月上旬	福祉保健常任委員会(改正条例案報告)
	2月	第1回区議会定例会(改正条例案提案)
	4月	改正条例施行
	10月~	重症心身障害児施設の開設